

広島県告示第百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号）第三十二条の規定に基づき、知事が定める給付金を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十二条の規定に基づき、知事が定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十九号）に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金とする。